

会議録
平成 29 年第 1 回更別村議会定例会
第 1 日 （平成 29 年 3 月 9 日）

◎議事日程（第 1 日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 教育行政報告
- 第 7 平成 29 年度村政執行方針、平成 29 年度教育行政執行方針
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 9 議案第 4 号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
- 第 10 議案第 5 号 更別村中小企業振興条例制定の件
- 第 11 議案第 6 号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件
- 第 12 議案第 7 号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 議案第 8 号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 議案第 9 号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 議案第 10 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 16 議案第 11 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 17 議案第 12 号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 18 議案第 13 号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 19 議案第 14 号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件
- 第 20 発議第 1 号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

◎出席議員（8 名）

議長	8 番	松 橋 昌 和	副議長	7 番	本 多 芳 宏
	1 番	安 村 敏 博		2 番	太 田 綱 基
	3 番	高 木 修 一		4 番	織 田 忠 司
	5 番	上 田 幸 彦		6 番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	織 田 忠 司
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	金 曾 隆 雄
総 務 課 長	吉 本 正 美	総務課参事	山 内 昭 男
企画政策課長	高 橋 祐 二	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	宮 永 博 和	建設水道課長	佐 藤 成 芳
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課 長	新 関 保
診療所事務長	佐 藤 敬 貴	教 育 次 長	川 上 祐 明
学 校 給 食 センター所長	渡 辺 伸 一	農業委員会 事 務 局 長	小 林 浩 二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	末 田 晃 啓	書 記	酒 井 智 寛
書 記	小野山 果 菜		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 1 回更別村議会定例会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成 29 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

3 月 11 日でありますが、東日本大震災発生の日から早くもことしで 6 年目となります。被災地にあつては、いまだ行方不明の方や避難生活を余儀なくされている方が大勢おられます。心からお見舞いを申し上げるとともに、惨禍の犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するものであります。姉妹都市であります東松島市を初め、被災地の一日も早い復興を切に願うものであります。

さて、平成 28 年度も総まとめとなってまいりました。村議会並びに村民各位の深いご理解と多大なご協力のおかげをもちまして、計画した事業もほぼ達成の運びとなっており、心より感謝を申し上げる次第であります。さらには、昨年のも未曾有の自然災害発生から災害復旧、農業基盤整備に全力を挙げているところでありますが、生産者の経営所得安定の事業の拡充や財政措置、さらには農水産業への強力な振興策を土地改良等、道や国、関係機関に対して強く働きかけをしてまいりたいと思っております。

国内的には緩やかな回復基調が続いているというふうな相変わらずの経済分析がなされている中でありますが、まだまだ地域の隅々まで行き渡る状況には実感としては至っておりません。アメリカ大統領、トランプ氏による TPP 協定交渉からの離脱宣言を受け、2 国間の FTA 交渉、その他の交渉が始まろうとしているわけですが、この以降に関しましては予断を許さぬ状況が続いている状況であります。引き続き経済など幅広い分野に大きな影響を及ぼし、農水産業に深刻な打撃を与える懸念には変わりはありません。食料自給率の低下や地方創生を進めるに当たって、大きな支障となりかねないものと考えております。

少子高齢化社会の急速な進行のもと、昨年にも増して人口減少の克服と地域の活性化を目指し、基幹産業である農業や商工業の振興、手厚い子育て支援や医療、教育、福祉の充実に向け、今年度進められます熱中小学校のプロジェクト、総合戦略の確実な実施、第 6 期の総合計画策定に向けた取り組み、そして上更別認定こども園、仮称でありますけれども、建設等々の地方創生への取り組みを一歩ずつしっかりと前に進めなければなりません。厳しい社会情勢のもとではありますが、地方創生の本格実施に向け、私の政治信条である住みたい村、住み続けたい村、働ける村、訪れたい村を確実に実現するための施策提案や予

算編成を行い、第5期総合計画の最終年、そして何よりも輝かしい開村70周年の年にふさわしい村政となるよう、スピード感と自覚を持って職員一体となって全力で村政に当たっていきたくと決意をしております。

人事案件2件、新規条例の制定並びに改正案件11件、平成28年度の補正予算の件、平成29年度各会計新年度予算など合計24件の議案について本定例会で審議をお願いするものがあります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、高木さん、4番、織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問をいたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ3月2日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月17日までの9日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より17日までの9日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は9日間と決定をしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承をお願いします。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

村瀬産業文教常任委員長。

○村瀬産業文教常任委員長 本委員会は、所管事項について下記により調査をしましたの
で、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

1、調査日時、平成29年2月6日月曜日午前10時。

2、調査場所、更別村議会議員控室。

3、調査事項、社会教育について。

4、経過、委員6名により、調査事項について教育委員会事務局教育次長の出席を求め
調査を行いました。

5、調査の結果。

新たに子育て応援課が設置され、保健、福祉、教育部局の連携のもとで進めましたが、
課の業務の整理、人員の配置、二重行政の解消を図るほか、教育の分野では入学祝金の事
務移管にとどまり、幼稚園運営の検討など課題提起も行ったところであります。産業文教
常任委員会では、教育委員会所管の子育てに関する業務として社会教育の少年教育の現状
と課題、子育て応援課に現行の教育委員会で行っている子育て支援とする業務の移管の検
討、この2点について調査を行いました。

初めに、教育次長から、1つとして、子育て応援課の設置目的と経過、2つ目に、社会
教育法に基づき、第8次更別村社会教育中期計画の少年教育について7つの目標、21項目
の具体的施策、3つ目に、国からの通知抜粋としまして認定こども園制度の普及促進につ
いて、幼保連携型認定こども園について認可、指導監督が一本化されることの説明を受け
ました。また、学校教育の幼稚園運営について、新年度に村長部局に事務の移管を行い、
子ども・子育て支援制度に基づく事務の一元化をすることを説明されました。移管による
課題の質問には、更別村は幼稚園と保育所の2カ所あつての一元化とするケースは他の町
村で例がないことなど、現状は具体的な事務は進められていない。今後一元化に向けて各
団体等の協議がなされ、課題整理の精査をして、課題解決の検討をするという説明を受け
ました。

社会教育の少年教育について、少年団活動に幾つかの質問があり、入団員数の減少、指

導者確保の問題には以前は半強制的な加入とし、近年は政府や保護者の意思があり、子どもの意思を尊重するとした考え、またスポーツは盛んであるが、文化的な活動の取り組みが弱いとし、指導者の問題もあるとしている。教育委員会と少年団のつながり、かわり、あり方の認識に少しずれがあったところでもあるが、また新たに不登校生に対するフリースクールなどの対策などは、第8次中期計画に放課後等を安心、安全に過ごし、多様な体験活動を行うなど居場所づくりなど学習、体験プログラムの提供が十分でないとし、放課後児童クラブとの連携も継続的な課題であるという現状認識を持ち、少年教育全体の課題も整理されているが、具体的施策がないという現状であります。今後子育て応援課に現行の少年教育の業務の移管の検討については、業務の調整や連携を行い、それぞれの業務のすみ分けの中で検討し、業務の移管については考えないとしているが、現状の学童保育所運営に定数の増加の問題の解決には少年教育が大きくかかわると考えられる。教育委員会は、少年教育の現状認識を整理し、先頭に立って人材情報や少年リーダー養成などを行うなど具体的施策を打ち出さなければならない。また、子育て応援課が設置されたが、子育て支援するアプローチの一つに少年教育があるという認識を強く持ち、総合調整や連携にとどまらず、課を超えた事務の移管を含めた検討が求められる。教育は教え、育てることであり、社会教育の少年教育は現状維持にとどまらず、教育目標にある子どものために何をすべきなのか継続して積極的に目標の具現化を図る必要がある。

以上、報告いたします。

○議長 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議長 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付をされております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村長 それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1番目の寄附であります、そこに報告書に書いてありますとおり、1、寄附について、平成29年2月8日、匿名により不動産の寄附、更別村寄附条例第2条第12号、その他目的達成のため村長が必要と認める事業に対する指定寄附となっております。中身であります、不動産の概要、1、土地、所在地が更別村字上更別南10線48番地の2、地目は山林でございます。2つ目、更別村字上更別南10線48の6、地目は山林であります。所在地、更別村字上更別南10線48番地の7、地目は山林であります。4番目、所在地、更別村字上更別南10線48番の11、地目で山林でございます。建物として、所在地更別村字上更別南10線48番の2、構造、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、面積71.28平方メートルです。建築年月日は平成17年12月6日、新築となっております。企画政策課所管により、定住化促進住宅、もしくはお試し暮らし短期体験住宅として平成30年度活用に向けて改修等を実施する

ものであります。

2番目の平成29年度、第5期更別村総合計画年度別実施計画でございますけれども、この計画案については毎年見直し、ローリング方式においてこれまで議員協議会で説明、夢大地さらべつ推進委員会での審議を経て、別紙のとおり計画しておるものでございます。最終年となっておりますので、しっかりと実施をし、総括し、検証していかなければならない。さらには、第6期の計画に向けての取り組みをあわせて行っていくところであります。計画の内容については、お目通しをお願いするものでございます。

3番目の更別村公共施設等総合管理計画、平成29年から68年度でございますけれども、これについては40年間の取り組みとなります。内容については、吉本総務課長より補足説明をいたさせます。

4番目、更別村公共下水道事業経営戦略策定、それぞれ特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設設備事業を別紙のとおり計画したものでございます。これまでの建設投資に伴う公債費の負担や維持管理費の増加傾向から、厳しい経営を強いられている現状でありますけれども、限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画をもとに経営を行ってまいりたいというふうに思っております。計画の内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、私のほうからの口頭説明とさせていただきます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 更別村公共施設等総合管理計画につきまして補足説明させていただきます。

この計画につきましては、地方公共団体が保有する公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっていることから、今後も厳しい財政状況が続く中で将来の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっているとして、国においてインフラ長寿命化基本計画が策定されております。各地方公共団体においては、国の歩調に合わせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をつくるよう、総務大臣要請により作成したものでございます。計画期間は平成68年までの40年間としております。

1ページをお開きください。1章、初めには、計画の背景と目的を記載しております。村がこれまで整備してきた公共施設は、インフラ系公共施設も含め、時間の経過とともに老朽化している公共施設等があります。今後当該施設の安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となることから、保有する公共施設等の将来見通しを把握し、どう対処すべきか基本方針を定めることを目的とするものでございます。

3ページをお開きください。2章、公共施設等の現況を記載してございます。前段は更別村の現況となっております。

11ページをお開きください。公共施設等の保有状況でございます。建築系公共施設では、

施設数、延べ床面積、12ページになります。施設分類別とインフラ系公共施設を記載してございます。

13ページ、14ページにつきましては、位置を示しております。

15ページをお開きください。建築系公共施設の建築年別を示したものでございます。赤い縦線の左側が旧耐震基準の施設で、右側が新耐震基準の施設となっております。

16、17ページをお開きください。インフラ系公共施設の整備年別状況を示したものでございます。赤い縦線の左側は、耐用年数を経過していることを示しております。

19ページをお開きください。平成26年度以前5年間の歳入の推移、20ページでは歳出の推移を記載しております。

21ページから23ページにつきましては、第6期更別村総合計画作成に当たり、昨年実施しました住民アンケート調査から公共施設に関する設問の集計結果を抜粋したものでございます。一番多かったのは、今ある公共施設は全て必要なので、現状を維持していくべきというご意見が32.4%でございます。また、減らしていくべきというご意見が47.6%と約半数を占めております。

24ページをお開きください。公共施設の劣化状況を記載しております。建築から15年以上が経過した非木造施設11施設を調査したものでございます。

29ページをお開きください。この11施設の劣化度判定結果一覧を記載してございます。部分補修が7施設、全面塗装が1施設必要という結果となっております。

30ページからは、建築系公共施設の5年間の利用状況、維持管理費を記載しております。

36ページをお開きください。3章、公共施設等における更新費用の推計を記載しております。この推計数値は、総務省による更新費用試算ソフトを使用し、建築系及びインフラ系公共施設を保有し続けた場合の今後40年間の更新費用をシミュレーションしたものでございます。

37ページからは今後40年間、今ある全ての公共施設等を保有し続けた場合、大規模改修や建てかえに要する経費を記載しております。

42ページをお開きください。全体のまとめで費用総額を記載したものでございます。

43ページにおきましては、公共施設等のコスト、数量に関する現状からの削減量を記載しております。シミュレーションによる推計の結果、現状のまま全ての施設を大規模改修あるいは建てかえをしていくと費用不足が発生します。

45ページをお開きください。上の図の実線は、今後40年間における削減された施設面積に応じた不足額でございます。点線は、それぞれの期間における施設面積の削減により生じた管理運営費の削減分イコール充当額となっております。この実線と点線の交点が不足額、充当額の均衡点であり、その横軸の値がその期間までにおける適切な施設面積と考えることができます。下の表は、現在の保有面積を10%単位で削減した場合の大規模改修、建てかえ費用、不足額、維持管理費の削減額を示したものでございます。

46ページをお開きください。4章、公共施設等を取り巻く課題の整理では、特定の期間

に多くの費用がかかるため、平準化が必要であること、将来の人口減少に対し、公共施設総量の適切な調整を検討する必要があることなどを記載してございます。

47ページになります。5章、公共施設等マネジメントの理念と目的では、計画の管理方針と推進体制を記載してございます。なお、枠内の記載の「目標」は、「目的」の誤りとなっております。ご訂正をお願いいたします。

49ページをお開きください。6章、公共施設等の管理に関する基本的な考え方では、将来の人口や年齢構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整し、新耐震基準で整備された施設や耐震補強工事を行った施設は定期的に修繕を実施することで長寿命化を図り、有効活用するなどを記載してございます。

50ページをお開きください。住民ニーズへの適切な対応のため、既存公共施設の有効活用、公平で適正な受益者負担を記載してございます。

51ページでは、民間活力の積極的な導入のため、これまでの指定管理者制度などの多様な主体の利点を生かした協働での推進、施設の統廃合に当たっては住民との合意形成を進めるなどとしております。

52ページをお開きください。7章、公共施設等の管理に関する実施方針では、設備等の保守点検は現在も行っておりますけれども、施設の長寿命化を図るため、施設本体の診断を検討することなどを記載しております。

53ページの維持管理、修繕、更新等の実施方針では、維持管理費、修繕費を平準化し、建物に係るトータルコストを縮減することを目指すなどを記載してございます。

55ページをお開きください。安全確保の実施方針では、敷地、建物、火災などの評価項目に沿った評価により、安全確保のための改修を実施し、施設によっては総合的な判断により廃止を検討することとしております。

57ページをお開きください。耐震化の実施方針を載せてございます。

58ページをお開きください。長寿命化の実施方針を記載してございます。

59ページは、統合や廃止の推進方針を記載しております。

60ページをお開きください。8章、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、建築系公共施設、62ページですけれども、インフラ系公共施設の基本的方針を記載しております。

63ページは、総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策では課長職で組織するマネジメント委員会において検討すること、住民等の利用者の理解、協働の推進体制の構築を図るなどを記載してございます。

66ページ以降は、施設一覧等の資料を添付させていただいております。お目通しいただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5 番、上田さん。

○5 番上田議員 1 点目の寄附のことなのですが、きょうこの資料いただいたということで、場所がちょっとわからないのですけれども、どのような建物で、場所がどこなのかという、わかったら教えていただきたいと思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう昭和区のほうになりまして、住宅というか、なかなか表現しにくいのですが、昭和区の高橋さんの先のほうの部分になるのですが、山林4筆、建物は平家建ての建物になります。こちらのほう建築年月日平成17年ですので、12年程度、11年ぐらいですか、の建物でございまして、現地確認をして、これからもまだ使用ができるというふうな判断で寄附をいただいているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 関連質問をさせていただきたいというふうに思います。

今匿名寄附ということで、土地が山林がおおむね5,000平米強、建物という形で、冒頭で村長が説明いただきましたように、来年に向けて、平成30年に向けて定住化、お試し体験の部分に利活用したいということでの説明がございましたけれども、建物はある程度利活用可能かなというふうには思いますけれども、基本的には土地の部分、山林という部分の5,000平米の捉え方というのはちょっと説明がなかったものですから、少しその点の捉え方といいますか、考え方を説明いただければというふうに思います。

○議 長 高橋企画政策課長。

○企画政策課長 こちらのほう住宅が建っているところは、土地のほうの記載の一番上の部分の区画、1,426平米、432坪のところに建物が建ってございます。こちらのほうの土地と建物という部分については、先ほど申し上げましたような定住移住策のほうの対応で考えているところでございますが、残りの土地のほうにつきましては現時点で雑木というか、そういうのが生えている状況でございまして、こちらのほうにつきましては今回まとめて寄附をいただいているわけなのですけれども、地域の有効活用というか、伐採をして農地化という部分も考えられますし、まだちょっとこちらのほうについては定まっていなくてございまして、今後検討して利活用を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 端的に言いますけれども、それぞれの目的があって取得したという、寄附を受けたという中で、今後もそうなのですけれども、このような説明で、今後考えていきます、今後検討していきますという、そういうような曖昧な説明でこの篤志寄附を受けますというのは、私としては理解できないところなのです。基本的に今山林であって、それを今説明の中では、農地に転用することも考える、利活用もこれから考える。建物につ

いては明確に今回答いただきましたけれども、山林については一切明確な回答がない中で、では寄附を受けますという、そういう部分というのは今後も、前もありましたけれども、寄附行為というのはどんどん出てきますので、何でもかんでも村がその部分について取得するという捉え方に、どうしても今の説明であるとそういうふうに解釈せざるを得ない部分ありますので、その点はしっかり内部検討して、利用の部分が必ずあるのだという明確な理論立てで寄附を受けるという形にさせていただきたいのですけれども、その点の考え方、ちょっと附帯説明していただきたいと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今課長のほうから説明をいたしましたけれども、この住宅の周りについては、もう住んでいない、手が加えられていない状態の中で放置されるということもありまして、住宅の周りを中心に雑木が成長しまして、現在その周りについては伐採、抜根をしなければならぬというような雑木林になってございます。実際に成長した木については、住宅から離れた部分が主なものになっていますので、今考えているお試し住宅と実際に街の中のお試し住宅とは違ひまして、広い土地もございますので、その土地を使って家庭菜園なりしてもらような新しい付加価値も含めて整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかが質問ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第6 教育行政報告

○議 長 日程第6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配付をされております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

この際、午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 平成29年度村政執行方針、平成29年度教育行政執行方針

○議長 日程第7、村政執行方針並びに教育行政執行方針について説明の申し出がありました。これを許可します。

西山村長。

○村長 村政執行方針を申し上げます。

平成29年第1回更別村議会定例会に当たり平成29年度の村政執行の基本的な方針と施策の一端を申し上げ、村議会議員並びに、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が更別村長の重責を担うことになりはや2年が経過しようとしているところであります。これまで私が目指してきたまちづくりのスローガンは、「子どもからお年寄りまで、笑顔と笑い声があふれ、住民一人ひとりが輝く更別村」であります。

このことにつきましては、スローガンの実現に向け現在、着実に歩みを進めていると考えておりますし、皆様にご理解とご協力をいただいていることに深く心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、村内では6・7月の降雨や日照不足による農作業のおくれが出る中、生産者を初め関係者の懸命の努力により一時は平年並みに回復が見られるというふうになりましたが、8月中・下旬の台風の襲来により多くの農作物が冠水・倒伏の被害に見舞われるとともに、耕作地におきましても表土の流出などがあり、開拓以来の歴史的とも言える被害を受けることとなりました。村では急ぎ復旧に向けた取り組みを全力で進めてまいっておりますけれども、このような厳しい状況の中でもふだんからの備えや畜産物等の堅調な売り上げによってこの危機をもちこたえることができましたのは、生産者並びに関係者の皆さんに敬意と感謝を申し上げるところであります。

また、新たな地方創生の取り組みといたしまして交流や学習、実践により人材を育てる「十勝さらべつ熱中小学校」を開設することになりました。旧開発事業所の施設を活用し、学習・滞在・情報発信・新技術開発の取り組みを進めるものでありまして今まで2回のオープンスクールを経て、この春4月に開校する予定であります。人材育成、雇用の創出、さらには交流人口の増加に向けて前進をさせたいというふうに考えております。

日本国内に目を向けますと、経済面では景気は緩やかに持ち直してはいるものの家計部門では一進一退の動きがあり、道内においては一部に弱い動きが見られるものの、緩やかに持ち直しされていると言われております。このような中、環太平洋連携協定（TPP）につきましては米国のトランプ新政権では離脱の大統領令に署名がなされ今後の情勢は極めて不透明であります。基幹産業である農業への影響は楽観視できる状況ではないところであります。

このような先行きが不透明な状況にありますが、開村70周年の節目を迎え「夢と希望の持てるふるさと更別」を持続するため、この先10年の目標を定める「第6期更別村総合計画」の策定を進めるとともに、総合戦略の着実な実施と私が「村づくり三原則」として示

す「住みたい村 住み続けたい村」「働ける村」「訪れたい村」を推し進め、第5期更別村総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたいまち 豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」の実現に向けて「住民参画」をいただきながら皆様と手を取り合い、村政に全力で進んでまいりたいというふうに考えております。豊かな村を持続するためには社会情勢、関係情勢を鑑みて日々変わらなければなりません。スピード感と自覚を持って全力で取り組んでまいります。

なお、各種施策の推進につきましては、基本計画で示している「基本目標別施策」に基づき述べさせていただきたいというふうに思います。

1番目のにぎわいと元気を生み出すまちづくりでございますけれども、総合計画の基本計画第1章に示す基本目標「にぎわいと元気を生み出すまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「市街地の整備」関連では

にぎわいと活気に満ちた市街地づくりを進める「更別村市街地活性化実施計画」をもとに、花いっぱい活動などを継続し、街なか交流館ma・na・caと大型遊具などから成る農村公園の有機的連携により集客や市街地の交流人口の増加を目指すとともに、旧十勝南部農業開発事業所跡地で行われる「十勝さらべつ熱中小学校」の取り組みもあわせて、関係機関・団体などのご協力を得ながらさらなる市街地の活性化を進めてまいります。

また、上更別市街地については、認定こども園の建設並びに運動広場の整備を行い、地域の振興に結びつく環境整備と、既存の協働店舗の継続的な運営支援を進めてまいりたいと考えております。

さらに、市街地の交通網の充実を図るため、道路改良舗装及び歩道の改修を進めてまいります。

「住宅・宅地の供給」関連では

定住化対策として、多様なニーズに応えるため、引き続き「コムニ団地」と「幼稚園前宅地分譲」を進め、また、民間分譲の「オークヴィレッジ」との連携をとるとともに、空き地空き家バンクの積極的な活用も行い、定住化の促進に努めてまいります。

また、持ち家住宅建設の促進と市街地空洞化対策として、住宅建設・改修等への支援を継続して進めてまいります。

賃貸住宅については、老朽化した曙団地公営住宅等の計画的な改築、改修を、「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づき推進してまいります。

「上水道の安定供給」関連では

安心・安全な水道水の安定提供を図るため、水道施設の適正管理に努めるとともに、健全運営を図ることから簡易水道と営農用水の統合・企業会計の導入の可能性について調査を進めてまいりたいと考えております。

「排水処理対策」関連では

衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、公共下水道及び集落排水施設の適正管理に

努めるとともに、健全運営を図ることから企業会計の導入の可能性について調査を進めてまいります。

また、農村部の快適な環境づくりとして、個別排水処理施設の整備を住宅建設補助とあわせて推進してまいります。

「余暇空間の創造」関連では

カントリーパーク及びどんぐり公園パークゴルフ場において、指定管理者による、きめ細やかな利用環境を整え、村内外の利用向上とパークゴルフを通じ村民の健康増進を図るとともに、すももの里まつりやスモモを活用した特産品を通じて、すももの里が本村のランドマークとなるようPRに努めてまいります。

「道路網の整備」関連では

212路線に及ぶ村道につきましては、住民生活や産業振興の基盤でありますので、さらに、計画的な整備と適正な管理に努めてまいります。

橋梁につきましては、安全を念頭に点検調査と計画的な改修を進めてまいります。

国道と道道につきましては、交通安全対策として、国道更別橋の拡幅を引き続き強く要望するとともに、道道更南更別停車場線の危険交差点については、年度内の完成に向け、取り組みを進めてまいります。

「安定した農林水産業を育てる」関連では

昨年は、春先の強風に始まり、激甚災害となった連続台風の上陸、早い積雪などにより農作物の生育不良や農作業のおくれが生じ、農業生産に大きな影響のあった年となりました。昨年に引き続き「農地等災害復旧費助成事業」を実施し、営農継続の支援を行ってまいります。

また、今年度着工となる「道営畑地帯総合整備事業」による南14線排水路の整備により、懸案でありました上更別地域の排水対策の改善を図ってまいります。また、昨年の台風被害等の状況を踏まえ、新たな排水対策の検討を進めてまいります。

本村農業の将来に大きな影響を及ぼす懸念のあるTPP交渉につきましては、アメリカの新大統領が離脱を表明し事実上発効されない状況下で国会承認など、今後の方向性が不透明な状況であります。

こうした中で本村の基幹産業である農業を、安定的に持続させるため、農業者はもとより関係機関との連携をこれまで以上に強化し、次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業となるよう各種の対策を推進し、「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指してまいります。

「収益性の高い農業の育成」関連では

農作物の生産性の向上と農作業の合理化を図るため「道営畑地帯総合整備事業」を推進するとともに、堆肥投入助成の土づくり推進事業を継続実施し、農業基盤の安定化を図ってまいります。

また、近年減少が著しい酪農家対策として、畜産クラスター計画に基づく「畜産クラス

ター事業」を継続して実施するほか、繰り越し事業となりました「哺育・育成牛預託施設整備事業」を本格実施してまいります。

村営牧場につきましては、預託頭数の減少により厳しい運営状況が見込まれているところでございますが、さらなる経費の節減に努めつつ酪農・畜産経営の支援を図ってまいります。

農村の環境整備では、平成27年度から全村的に取り組まれている「多面的機能支払交付金事業」による農村環境の改善を促進するとともに、減農薬等による環境に配慮した農業を推進する「環境保全型農業直接支援対策事業」に取り組む農業者団体に対し、継続して支援してまいります。

更別村農業経営・生産対策推進会議におきましては、第6期更別村農業振興計画の策定年でありますことから、関係機関・団体の連携により農業情勢の的確な把握に努め、今後の更別農業のあり方について検討を進めてまいります。

担い手の育成につきましては、関係機関で構成する更別村農業担い手育成センターが主体となって、農業後継者の育成支援を図るほか、懸案でありました担い手推進員を確保し、相談窓口の開設や民間のイベントを積極的に活用した農業者のパートナー対策を推進してまいります。

有害鳥獣による農作物被害の対策として、「道営畑地帯総合整備事業」により新たな鳥獣害防護柵を整備するほか、関係機関で構成する鳥獣害防止対策協議会において捕獲従事者育成事業や捕獲機材の整備充実など、効果的な対策を講じ、農作物の被害防止に努めてまいります。

農畜産物の付加価値を向上させるため、J Aさらべつや更別農業高等学校などと連携し、農畜産物対象とした加工品の研究開発を継続するとともに、更別産農畜産物の「安全・安心」を広くPRするほか、地産地消を推進し、農産物の消費拡大に取り組んでまいります。

「林業の育成」関連では

森林の持つ景観・防風・地球温暖化防止等の多面的な機能を持続的に発揮させるために、村有林の計画的更新を進めるほか、住民参加による「開村70周年記念植樹祭」を実施し、緑化意識の醸成を図ってまいります。

また、昨年の台風被害に遭った林帯を初め、道路の通行の安全性や耕作に支障を及ぼしている村有林の枝打ち、枯死木の整理などを継続して実施して適切な管理に努めてまいります。

民有林につきましては、伐採跡地への再生林の促進と雪害による森林被害の復旧に関し、「未来につなぐ森づくり推進事業」などにより支援を行い、森林の保全に努めてまいります。

「商工業・サービス業の振興」関連では

交通網の整備等による生活圏の拡大、消費者ニーズの多様化、近隣への大型店の進出等、商工業を取り巻く環境は、年々厳しさを増してきております。

こうしたことから、地域のコミュニティ形成の場として重要な役割を担う商工業の持続的発展を図るため、「更別村中小企業振興条例」を制定し、積極的に支援を行うこととし、「ふるさと創生基金事業」の拡充を図るほか、新たに「中小企業者事業資金利子補給事業」を実施してまいります。

また、消費者の購買意欲を喚起しつつ、地元購買を推進する「商工業活性化事業」及び「中小企業近代化資金利子助成事業」による利子補給事業を継続して実施してまいります。

また、更別街なか交流館ma・na・caにつきましては、更別市街のにぎわい創出に大きく貢献していただいているところでありますし、商工会の運営を含め継続して支援を行うとともに、「開村70周年記念事業」の冠事業として「街なか交流館開設2周年・にぎわい広場事業」について助成をしてまいります。

「観光関連産業の育成」関連では

本村には、サーキット場を初めオートキャンプ場やパークゴルフ場、すももの里、霧水の撮影スポットなど自然の中で楽しめる観光の場があるほか、農村公園大型遊具が新たな交流の場として注目されております。また、トラクターBAMBA、さらべつ大収穫祭、すももの里まつり、全日本ママチャリ耐久レースなど、本村ならではのイベントが関係機関・団体と連携をとりながら開催されております。

地域の活性化を初め特産品のPRや交流の機会としても、観光施設の充実やイベントの開催は重要であり、このような新たな人の流れを持続させるよう商店街はもとより道の駅や民間施設であるサーキット場等の関係団体、地域おこし協力隊と連携し、アイデアを出し合い、魅力ある観光情報の発信やイベント開催等への支援を行い、本村の知名度向上につなげてまいります。

「新たな産業の創造と雇用の確保」関連では

新卒者の就職状況におきましては、改善の兆しが見られておりますけれども、その反面、多様な就労環境を求める方とのアンマッチによる人材不足が新たな課題となっております。

平成27年度からスタートしている総合戦略の着実な達成に向け、新規起業家への支援による雇用の場の創出や「更別村地元雇用促進事業」の継続実施による雇用支援を行ってまいります。

主な事業につきましては、以下お目通しをお願いするものでございます。

次に、12ページをお開きください。

2 生活の安心を高めるまちづくり

総合計画の基本計画第2章に示す基本目標「生活の安心を高めるまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「健康への意識高揚」関連では

医療費の増大につながる生活習慣病の予防に着目した「特定健康診査・特定保健指導」は、第2期実施計画の最終年となりますが、心身ともに健やかに暮らせる村民の健康づくり、疾病の早期発見や生活習慣病の予防を進め医療費の抑制に資するため特定健康診査と

あわせ、若い世代を含めた各種健診に対し積極的に受診勧奨を行い、目標である受診率65%を達成するよう努めてまいります。

また、平成25年度策定の「第2次どんどん元気さらべつ」の10カ年計画に沿って村民の健康づくりの意識を高め、引き続き各種保健事業や体力の維持・増進への支援を行ってまいります。

「地域医療の確保」関連では

診療所では、医療法人 北海道家庭医学センターとの医療提携により、医師4名及び作業療法士1名の派遣を受け、診療所運営を行ってきております。

安定した医療の確保ため、引き続き医療サービスの向上や、疾病の予防・指導に努め、乳幼児からお年寄りまで、広く村民に信頼される診療所づくりを目指すことからセンターとの医療提携を継続してまいります。

また、地域医療の原点とも言える家庭医療の発展に資するよう、医師や学生の研修受け入れに積極的な支援を行ってまいります。

既に始まっている「超高齢社会」への対応として、本村においても地域包括ケアシステムの構築を現在進めており、その中で医療分野における役割を果たすように努めてまいります。

「地域福祉活動の推進」関連では

安心して暮らせるまちづくりの実現には、本村の地域課題を全村民で共有し、支え合い助け合って解決していかなければなりません。

今後も、総合的な視点から、地域福祉を一層推進するとともに、社会福祉協議会、民間福祉法人や各種団体との連携を深め、地域福祉を担う人材の育成に取り組むとともに、地域活動の拠点となる社会福祉センターの改修を行い施設の長寿命化にも組んでまいります。

「高齢者福祉の推進」関連では

村の管理する高齢者福祉施設と民間社会福祉法人が運営する介護保険サービス事業との連携により、各種高齢者福祉事業を展開しておりますが、今後も福祉関係機関と連携し、高齢になっても安全で安心して住み続けられる村づくりを推進してまいります。

現在全国的にも介護人材の不足が叫ばれる中、介護職場における職員の安定した雇用の確保と定住化の促進を図る目的として、老人福祉施設等雇用対策事業を新たな手法で引き続き実施してまいります。

また、2025年問題に対応するため改正された介護保険法により新たな地域包括ケアシステムの実施が求められているところではありますが、介護予防の取り組み、医療と介護の連携、認知症対策、生活支援などの充実などについて国保診療所、民間社会福祉法人、社会福祉協議会、各種ボランティア団体等とこれまで以上に協力をしながら取り組みを進め、高齢者福祉の充実を図ってまいりたいと考えております。

「障がい者（児）」関連では

健康相談や乳幼児健診において障害の早期発見に努め、必要な支援が受けられるよう相

談業務の充実を図るとともに各種支援制度の活用や情報提供に努めてまいります。

また、障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）並びに第3期障害者福祉計画に基づき、障害者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むための相談支援の充実、日中活動や移動支援等の地域生活支援事業の取り組みを進めるとともに、就労支援と生きがいの場の誘致を進め、関係機関、民間団体と連携して取り組んでまいります。

さらに、障害者差別解消法の理念に基づき相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげてまいりたいというふうに考えております。

「安定した地域生活の確保」関連では

本村における国民健康保険の1人当たりの療養諸費は、全道でも有数の低さであります。国保・後期高齢者の医療給付費、介護給付費を含め年々増加している状況にあります。

引き続き、各健診事業の受診率の向上を目指し、早期発見、早期治療を基本とし、医療給付費、介護給付費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。

また、厚生労働省が提言する「保健医療2035推進シティ」の指定を受け、保健医療、介護・福祉サービスの提供を十分に行いあらゆる人々が共生できる地域コミュニティの構築や地域包括ケアシステムの一層の推進を図るよう努めてまいります。

「災害への備えの強化」関連では

昨年8月に4つの台風が襲来し、十勝全域に甚大な被害をもたらしました。本村におきましても、農林業・家屋・道路・河川など大きな被害を受け、復旧が急がれるところであります。大災害で得られた教訓をもとに、北海道地域防災計画が修正されたことから、本村の地域防災計画を修正してまいります。

また、発災時には、災害発生時には村民の生命や財産を守ることが最優先されますことから、具体的な避難行動、安否確認や避難所運営時に、職員がどう対応しなければならないのか、行政として「やるべきこと」、「やらなければならないこと」を研修等を通じ、共有化に努めてまいります。

「消防・救急体制の整備」関連では

広域化のメリットを生かし、現場到着時間の短縮等、さらに住民生活の安心と安全を高めるために、村に移管された消防団につきましても、消防署との連携、情報の共有などを継続し、充実強化に努めてまいります。

また、消防・救急活動の強化を図ることから、高規格救急自動車を更新し救急業務のさらなる高度化を推進するとともに、救急サービスの維持向上のため、予防救急等の住民啓発を促進してまいります。

「交通事故・犯罪のない社会づくり」関連では

帯広広尾自動車道、国道236号線と交通網が整備され市街地を通過する交通量の増加により一層の交通安全の啓発推進が必要であります。

各関係機関・団体等の協力を得ながら、積極的に街頭指導や啓発活動を展開してまいります。

また、子どもたちや高齢者の交通安全教室等の開催や講習並びに通学路の安全確保の取り組みなどを通して安全意識を高める活動を推進してまいります。

また、犯罪のない社会づくりを目指し、生活安全推進協議会による防犯意識の啓発、イベント時や歳末における防犯巡回指導を実施してまいりたいと考えております。

「環境美化、ごみの減量化」関連では

環境美化推進協議会との連携により景観保全・環境美化に努め、「更別村ごみの散乱等の防止に関する条例」に基づき、必要な対応を図るとともに、ごみの分別収集、資源物のリサイクルを推進し、清潔で美しい村を目指した取り組みを進めてまいります。

「地球環境への配慮」関連では

地球環境に配慮し、クリーンな村づくりを進めるため、「第4期 更別村地球温暖化対策実行計画」さらには、「更別村地域新エネルギービジョン」に基づき、新エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、住宅用・事業所用の太陽光発電システムの導入支援を継続してまいります。

主な事業は、以下お目通しをいただきたいと思います。

続いて、19ページをお開きください。

3番目の柱である笑顔に出会うまちづくりでございますが、総合計画の基本計画第3章に示す基本目標「笑顔に出会うまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「生涯学習社会の整備」関連では

新教育委員会制度の施行に伴い、教育委員会と協議・調整する総合教育会議が新たに設置をされ、教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になったことにより、村づくりの根幹となる人材育成に向けて、さらなる教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

生涯学習の分野では、家庭・学校・地域との協働により、教育に対する意識や関心を高め、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、更別農業高校につきましては、高等教育の充実と、地域を活性化させる役割において、今後も存続が望まれる学校であり、引き続き、生徒が入学したいと思えるような学校づくりに向け、積極的な支援を行うとともに、必要とされる施設整備に対する要望を関係機関の協力を得ながら要請してまいります。

「子育て支援」関連では

子どもは村の宝であり、村の未来そのものであります。

地域ぐるみで子どもを守り育てるため、引き続き子育て支援策の充実に努めてまいります。

母子保健では、妊娠期から子育て期にわたるまでさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター（さらべつ版ネウボラ）」の整備について、職員体制も含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度は、老朽化した上更別幼稚園を改築、認定こども園として整備し、上更別地域の子育て支援や安全な子どもの居場所を確保するなど子育て環境の充実を図ってまいります。

また、今年度より、幼稚園の運営を教育委員会から子育て応援課へ移行し、就学前の子どもの教育・保育を一体的に推進してまいります。

あわせて子育て世帯の負担軽減を図ることから学校給食費保護者負担軽減事業にも取り組んでまいります。

「交流の活発化」関連では

どんぐり子ども交流を初めとする友好姉妹都市東松島市との交流を継続して進めるとともに、新たに取り組む熱中小学校の活動により交流人口の増加を図ります。

主な事業としては、以下お目通しをお願いしたいというふうに思っております。

続いて、4の柱である協働で感動するまちづくりでございます。

総合計画の基本計画第4章に示す基本目標「協働で感動するまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。

「住民活動の促進」関連では

住民と行政が力を合わせてまちづくりを行う「協働」をさらに進めることから、これまでの協働事業に新たな取り組みを加えた「更別村協働のまちづくり事業」を進めてまいります。

「住民と行政の相互理解を深める」関連では

住民と行政の間で、情報や意識を共有し、ともにまちづくりを進めることが必要であることから、わかりやすく親しまれる広報づくりや、広く住民の意見を聞き取り、意見交換を行う行政区懇談会やワークショップ等を実施するとともに、各機関・団体が一堂に会し現状・課題の情報を共有する、村づくり懇談会の開催を進めてまいります。

「行政運営体制の確立」関連では

行政改革並びに財政計画の視点に基づき、行政事務の効率化を図るため、常に事務事業の見直しを行うとともに、職員の政策立案能力の向上を図るため、職員研修の充実を図るなど、人材育成に努めてまいります。

また、第5期更別村総合計画が平成29年度をもって期間満了となることから、第6期更別村総合計画の策定に引き続き取り組み年度内の策定を目指してまいりたいと考えております。

「財政の健全化」関連では

本村の財政は、行政運営に充てる財源の多くを地方交付税等の収入に依存しております。国では地方税の収入増が見込まれることから、地方交付税予算が減額されており、前年度並みの確保は難しいと考えております。

今後、大規模な施設改修に当たり、公共施設等総合管理計画に基づき事業を行うなど、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

「広域的な自治体連携」関連では

既存の「十勝圏複合事務組合」と「十勝環境複合事務組合」の統合業務を進めるとともに、「十勝中部広域水道企業団」に継続して参画し共同で事務などを行い連携を図るとともに、管内19市町村で構成する「十勝定住自立圏」において、新たに設定された「第2次共生ビジョン」に基づき、広域的な取り組みを進めてまいります。

主な事業としては、下に書いてあるとおりであります。お目通しをお願いいたします。

24ページになります。

以上、平成29年度の村政執行に当たり基本的な方針と主な施策について述べさせていただきました。

少子高齢化時代に突入し、「地方創生」による取り組みで新たな時代を切り開くという緊急な課題の中にあリまして、既存の地域における課題も山積している状況でございますが、「すべては村民のために」の気持ちを忘れず、村政を預かるという重責を深く肝に銘じ、村づくり3原則の理念に基づき、第5期更別村総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたいまち」の実現のため、住民一人一人が輝く村づくりに職員ともにスピード感を持って全力で邁進する所存であります。

村議会議員各位並びに村民の皆様のより一層のご指導と協力をお願い申し上げまして、村政執行方針といたします。

○議 長 次に、荻原教育長。

○教 育 長 平成29年第1回更別村議会定例会の開催に当たり平成29年度の更別村教育委員会所管行政の執行に関する基本方針について申し上げ、村議会議員並びに村民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本村の子どもたちの学力は、例年実施されます「全国学力・学習状況調査」において、高い学力が示されております。さらに各種スポーツ・文化面での活動においてもすばらしい活躍を見せており、安定した地域社会の中、家庭・地域・学校の皆さんが積極的に子どもたちにかかわっていただいている成果がこのような形であられたものであると考える次第でございます。

また、更別農業高等学校は、地域に根差した活動が評価され平成28年度北海道教育実践表彰で、道内の公立高校の中で唯一学校表彰を受賞いたしました。農業クラブ全国大会においても、ことしで連続44回の出場という輝かしい成績を残しており、今後もさらなる活躍にご期待申し上げるところでございます。

さて、グローバル化、情報化の進展に伴う予測できない未来において、子どもたちが主体的に人生を切り開いていくことができるようにするためには、新しい時代に必要な資質や能力を身につけさせるとともに、生まれ育った、この更別村への理解を深め、ふるさとへの愛情や誇りを育む必要があります。更別村総合教育大綱をもとに、村民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのでき

る社会の実現が図られる生涯学習社会の構築に向けて諸般の施策を進めてまいりたいと存じます。

初めに、学校教育の充実についてであります。

第1は、教育の進め方に対する基本的な方針についてであります。

次期学習指導要領の改訂については、子どもたちが資質・能力を身につけていくために、「何を学ぶか」のみならず、「どのように学ぶか」そして「何が出来るようになるか」という視点で「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、各学校において授業改善を進め、確かな学力を育成してまいります。

小学校においては、発達段階に応じて基礎的・基本的な知識・技能を身につける取り組みや、高学年における外国語教育の教科化、中学年における外国語活動の導入への対応を進めるとともに、平成27年度より「子ども子育て支援新制度」が実施されたことにより、幼児教育と小学校教育との接続を十分に進めていく必要があり、とりわけ、小学校入学当初においては、幼児教育との連携の観点から、新しい学校生活をつくり出すための教育内容を充実してまいります。

中学校教育においては、小学校教育の成果を受け継ぎ、義務教育9年間の集大成として、必要な資質・能力を確実に育てていくとともに、生徒一人一人のキャリア形成の方向性を見出し、高等教育等その後の学びにつなげていかなければなりません。そのために、小中連携を密にして学びの連続性を重視した教育内容を確実に進めていきます。

現在の学習指導要領の理念であります「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を発達段階に合わせて習得するために、道德教育の推進と全学年全種目による新体力テストを実施し、学力の向上に対する取り組みとともに、バランスのとれた「生きる力」の育成に向けて努めてまいります。また、更別村への愛着を育むふるさと教育を充実し、更別村のことを知り、更別村の魅力を感じてもらえるような取り組みを、各学校や教育委員会で行ってまいります。

第2は、教育体制の充実についてであります。

平成29年度で7年目を迎えます中札内と共同で設置しております指導主事は、今年度から3年間、更別村教育委員会に籍を置いて業務を進めることとなります。これまでも教育課程や学校指導など、大変多くの実績を残してきており、今後も引き続き学校教育の専門的事項に関して、指導と助言を行う体制を維持してまいりたいと思います。また、教職員の校内研修及び学校間での情報共有の充実を図るとともに、2村の教職員研修の実施、十勝教育研修センター等の各種研修事業や研究大会等への積極的な参加を支援し、資質の向上に努めてまいります。

教育上の特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、関係機関と情報共有しながら、小学校へは引き続き、中学校には新たに特別支援教育支援員を配置し、一人一人の特性に応じた支援を行うための体制整備に継続して努めてまいります。

これからの更別村を担う子どもたちのために、家庭、地域、学校が連携して情報、課題

や目標を共有することにより、地域とともにある学校を目指すための仕組み、コミュニティスクールの導入についても各関係機関と協議しながら、更別村にふさわしい形を検討してまいります。

第3は、教育環境の整備についてであります。

中央中学校の校舎については、建築後40年を経過し、施設の劣化が著しいことから、建てかえもしくは大規模改修についての検討が必要となっております。

また、昨年に実施した学校施設の煙突用断熱材使用状況調査において、4施設5カ所においてアスベストが使用されており、健康被害を及ぼすような粉じんは検出されませんでした。煙突内部が一部劣化しておりましたので、その対策についてもあわせて検討してまいります。

第4は、幼児教育の推進についてであります。

上更別幼稚園の改築については、基本設計に基づき関係部署との協議により実施設計が完了し、本年度は改築工事に係る予算を組んでおります。

村では昨年4月から子育て応援課を設置しまして、子ども・子育て業務を集約したところですが、今後の少子化時代の子育て環境を考慮して、幼稚園部門の運営を子育て応援課に事務委託いたします。

なお、教育委員会としての権限に基づく事務については、引き続き行い、幼児教育の質の向上に努めてまいります。

第5は、学校給食の推進についてであります。

心身の健全な発達のために、安心安全な給食を提供することは、学校教育の充実のための重要な要素の一つであります。

安定的な学校給食の提供のために、受託業者による調理配送業務の体制を整備し、運営の効率化を図るとともに、安全・安心な地元食材により更別村農業を学ぶための「ふるさと給食」を引き続き行います。

また、子育て世代の負担軽減のため、小・中学生の範囲で2人目の給食費を半額相当、3人目以降の給食費を全額助成する制度を新たに設け、子育て支援の充実を図ります。

第6は、更別農業高等学校に対する支援についてであります。

更別農業高等学校につきましては、冒頭申し上げました栄誉ある評価を28年度に受けることとなりました。また、農業クラブ全国大会の輝かしい実績を初め、特産品の共同開発、村内各学校との連携、ボランティア活動など、地域に根差した活動の実績も多く、極めて重要な財産であり、その存続は地域に与える影響が大きいことから、引き続き教育振興の支援を行います。

さらに、生徒数の確保を図るため、通学費用等の支援を前年同様行うとともに、生徒にとって魅力のある学校づくりを関係機関と協議し、寮生の土日の取り扱いも含めて、本村が実施可能な支援策を検討してまいりたいと思います。

第7は、子どもの安全についてであります。

村や関係機関で組織する生活安全推進協議会で昨年に策定しました、各学校などから集約した通学路の危険箇所についての取り組み方針「通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全対策を進めるとともに、登下校時の見守りなどをボランティアのスクールガードや関係機関と連携しながら行います。

昨年導入した「学校情報メールシステム」により、スクールバス運行状況、不審者情報や災害情報などを正確かつ迅速に伝達する体制を整備し、安全体制の充実を図ってまいります。

平成29年度の学校教育関係の主な事業としては、以下10項目ございますので、お目通しを願いたいというふうに思います。

次に、生涯学習・社会教育の推進についてであります。

第1は、生涯を通じた学習環境の充実についてであります。

少年教育については、社会構造の変化により生活が豊かになった反面、子どもの自然、社会、生活にかかわる日常的な体験活動の機会が減少してきており、地域全体で子どもを見守り育てる意識を高めながら、必要な支援の取り組みを進めてまいります。

子どもの放課後の安心・安全な居場所をつくり、さまざまな学習、体験、交流などの取り組みを通じ、地域の協力を得ながら、社会での健やかな育成を推進します。また、異文化と触れ合う機会を充実し、グローバル教育を推進するため、国際交流員となる人材の発掘に努めてまいります。

宮城県東松島市と相互に訪問を行っております「どんぐり子ども交流事業」は27年目を迎えますが、本年度は、東松島市への訪問を予定しており、貴重な体験を通じて交流を深めながら、子どもたちの成長に役立ててまいります。

団体または個人が行う新たな事業の取り組みや地域活動に対して、こども夢基金として助成するとともに、基金の有効活用に努めます。

青年教育について、青年団体等の活動支援を行っていくとともに、高校生や青年層とかわりを持ちながら地域に根差した事業の構築について取り組んでまいります。

成人教育について、高齢者の方にも生きがいを持って社会に参加できるための学びの場である末広学級を継続して開校し、多くの方に学習成果を発表できるような取り組みを進めるとともに、自主運営を基本とした各種団体並びにサークル活動の育成支援に努めてまいります。

また、村民の主体的な学習活動を支援するため、「ときめき夢民塾」などの各種講座の開設や、各種研修会などの情報提供などに努め、学習環境の支援、充実を図り、多くの皆さんが学習の機会を得るよう努めてまいります。

なお、中札内村との連携について、子どもたちの芸術鑑賞、高齢者学級の交流活動や各種講座の相互受講など、2村の連携による学習機会の充実を図ってまいります。

第2は、文化、スポーツ活動の振興であります。

心の豊かさを高め、潤いのある生活を推進するための芸術文化活動の振興については、

文化協会などの団体活動、各種の文化サークル活動や郷土芸能活動などの主体的な活動への支援を引き続き行ってまいります。

また、総合文化祭並びに「総合誌さらべつ」の発刊を支援するなど村民の文化的活動の発表の場を確保していくとともに、教育委員会事業であります「ときめき夢民塾」での文化講座などを文化サークルと連携するなどにより、各サークルの活動の裾野を広げる取り組みの支援を図ってまいります。

本年度は開村70周年の節目であり、教育委員会としても記念事業として、本村出身の画家の方による作品展示・学校出前授業や、文化団体の記念事業への支援を行います。

図書室の運営につきましては、村民誰もが気軽に利用できる学びと憩いの場として、読書活動の有意義さについて普及啓発、ニーズに応じた蔵書の適正かつ計画的な管理や、利用者の利便性向上に努めるとともに、さまざまな交流体験などによりグローバル人材の育成を進めるため、英語指導助手を活用しながら子どもを対象としたさまざまな事業に取り組んでまいります。

文化財の保全につきましては、北海道天然記念物ヤチカンバについて、保全のための調査を行い、関係機関や専門家と連携を図りながら保護に努めるとともに、ふるさと教育の貴重な教材として活用してまいります。

スポーツの分野につきましては、その活動の輪を広め、村民の健康増進や交流促進を図るため、各スポーツ協会などによる行政区大会などの活動や、要綱に基づいた支援のもと、体育連盟によるスポーツ振興の活動を通じて、村民のスポーツ振興に貢献してまいります。

また、スポーツ少年団につきましては、保護者の皆様、各学校、地域の方々のご支援によりまして、伝統ある更別村の少年団活動が積極的に取り組まれているところでございます。

今後とも、各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう、関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。

また、上更別幼稚園の改築に伴い、上更別運動広場の再整備を行い、地域の方が引き続き利用していただけるよう環境の整備を行います。

平成29年度の社会教育関係の主な事業といたしましては、以下の4項目でございます。お目通しを願いたいというふうに思います。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位並びに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

○議長　これで村長からの村政執行方針、教育長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

◎日程第8　諮問第1号

○議長　日程第8、諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により次の方を人権擁護委員として推薦いたしたいので、議会の意見を求めるものであります。

推薦したい方は、北海道河西郡更別村字上更別南13線98番地1にお住まいの藤澤裕美様であります。昭和43年5月23日、48歳であります。

藤澤様は、行政改革推進委員会委員として平成23年8月から平成26年7月の3年間、委員として務められております。今回人権擁護委員にふさわしい方と考え、推薦したいため、ご同意をよろしくお願いしたいと思います。

以上、ご提案申し上げ、ご同意をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定をいたしました。

◎日程第9 議案第4号

○議 長 日程第9、議案第4号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第4号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。

更別村固定資産評価審査委員会委員に次の方を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意をいただきたい方は、更別村字上更別南15線73番地2にお住まいの富士野耕一様であります。昭和25年6月3日生まれ、66歳であります。平成17年3月20日から現在まで、12年間にわたり同委員としてご活躍をいただいております。今回さらに再任をお願いするものでございます。

ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第4号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することに決定をいたしました。

◎日程第10 議案第5号

○議 長 日程第10、議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件であります。

更別村中小企業振興条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、本村における地域経済の発展に果たす中小企業の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、地域経済の活性化及び中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、中小企業の振興に関する基本理念を定めるものであります。(2)といたしまして、中小企業の振興に関する村の責務及び中小企業者等並びに村民の役割を定めるものであります。(3)といたしまして、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めるものであります。

なお、補足説明を本内産業課長にいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件について補足説明をさせていただきます。

初めに、本条例を制定するに至った経緯でございますが、国では昭和38年に制定された中小企業基本法に加え、小規模事業者が直面している人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷からくる売り上げや従業者数の減少などを鑑み、平成26年に小規模

企業振興基本法の制定や関連する法律の一部改正を行い、国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって小規模企業等の振興に関する施策を戦略的に実施することとされております。こうした動きを受けまして、北海道におきましても北海道小規模企業振興条例が制定され、平成28年4月1日から施行されているところでございます。本村の中小企業者は、地域経済及び雇用を支える担い手であり、また約6割が小売業、飲食業、建設業、生活関連サービス業などの住民生活に密接に関連した業種であることから、地域のコミュニティーの場としても重要な役割を担っておりますが、都市部への購買力の流出や経営主の高齢化、後継者不足などにより事業継続が困難なケースが増加しつつあります。中小企業の振興対策については、これまでも講じてきているところではございますが、改めまして地域社会の持続的な発展並びに地域コミュニティ形成の一翼を担う中小企業の振興対策を村、中小企業者等、村民が一体となって推進するため、基本理念等を定める本条例を制定することとしたものでございます。

条文の説明に移らせていただきます。議案書をごらんください。第1条は、本条例の目的となりますが、中小企業の振興に関する基本理念を定め、地域経済の活性化及び中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、村民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする旨を定めるものでございます。

第2条は、用語の定義を定めるものです。

第3条は、基本理念として、中小企業の振興策は村、中小企業者等、村民が一体となって推進することを基本とする旨を定めるものでございます。

第4条は、村の責務として、中小企業振興施策の策定及び実施並びに関係機関等との連携、中小企業者等の受注機会の増大に努めることを定めております。

次のページになりますが、第5条でございます。中小企業者等の役割と努力としまして、みずからの事業の持続的な発展に取り組むほか、地域の振興並びに暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めることを定めております。

第6条は、村民の理解と協力としまして、中小企業者等が村民生活の向上に重要な役割を果たしていることをご理解いただき、その持続的な発展に協力するよう努めることを定めております。

第7条は、施策の基本方針として第1号から第6号まで定めるものでございます。

次のページになります。第8条でございますが、財政上の措置について定めるものでございます。

第9条は、委任規定でございます。

附則としまして、本条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 この条例につきましては基本的には理解できるものですが、あえて質問させていただきます。

既にここの条例にあります財政上の措置がなされている現状において、今ここで基本理念を定めるといった必要性についてもう一度確認させてください。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 これまでも今ご質問にありましたとおり村としても対策を講じてきたところでございます。この件につきましては、国及び都道府県につきましても同様に法制化、また条例制定などが進められてきたところでございますが、本村におきましてはこれまでこれらの法律、また条例等に基づき実施をしてきたところでございます。現状ここにきまして今地方創生が叫ばれている中で、地方における環境が一層厳しくなってきたことを踏まえまして、新たに小規模基本法などが国のほうでも新しく制定されてございます。また、それを受けまして北海道のほうでも新たな条例の整備がされたというものを受けまして、村としても改めまして商工業振興、小規模対策を一層進める必要があるということを認識する上で、基本理念を定めるところから新たに一步を進めてまいりたいと考えての条例提案でございます。

○議 長 6 番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 第7条に施策の基本方針が6つ掲げてございます。私がここで気になったところは、文言の中で促進、あるいは3つ目ですか、創出という言葉がこの中に出てきております。ここはかなりアプローチの違いが出てくるのかなという意味で確認させていただきたいのですけれども、1、2に関しては事業活動を促進、これは要するに中小企業者を促して、その物事が早く運ぶというふうな理解でよろしいのか。

もう一点、6についてですが、地域の資源の活用等による産業の発展、創出とありますけれども、これにつきましては新しく物をつくり出すということを行政はしなさいという解釈でよろしいですか。

この2点についてお願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの施策の基本方針につきましては、法律で定められているものに準じた流れで設定をさせていただいているところでございます。まず、1号目の経営の革新及び中小企業の創業の促進という、促進という意味ということでございますけれども、促すというようなことにはなりますが、あくまでも事業主の責務として事業を発展、継続させていただきたいという思いでございます。それを行政として後押しをしていくということを中心に施策を講じてまいりたいということを掲げているものでございます。

6号の創出という表現につきましても同様に、村のほうから積極的につくりなさいというものではなくて、事業者の方がみずから考えていただく、また我々と一緒に協働しながら創出をする場合もございますが、そういったものを推進する、創出を図るというような意味合いでございまして、つくりなさいというものではございません。

以上でお答えとさせていただきます。

○議 長 この際、お諮りをさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号 更別村中小企業振興条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をしました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第6号

○議 長 日程第11、議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件でございます。

更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、本村における中小企業者の育成振興を図るため、金融機関から借り入れた事業資金の利子及び保証料を補給するためにこの条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、利子補給の対象金額は、一企業者につき設備資金1,500万円以内、運転資金700万円以内とする。(2)、利子補給期間は、設備資金にあつては10年以内、運転資金にあつては5年以内とする。

なお、補足説明を本内産業課長にいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件について補足説明をさせていただきます。

村では現在更別村中小企業近代化資金特別融資に関する条例に基づく利子補給等の事業を実施しているところですが、中小企業者のより活発な事業活動を支援するため、新たな利子補給制度を創設するために本条例を制定することとしたものでございます。

条文の説明に移らせていただきます。議案書をごらんください。第1条は、本条例の目的でございますが、中小企業者が金融機関から借り入れた事業資金の利子及び保証料に対し補給金を交付することを目的として定めるものでございます。

第2条は、用語の定義として、本条例の対象となる中小企業者の要件を第1号から第3号まで定めるものです。

第3条は、対象事業資金を定めるもので、株式会社日本政策金融公庫資金及び北海道中小企業総合振興資金としております。

第4条は、利子等補給の対象金額について設備資金は1,500万円以内、運転資金は700万円以内と定めるものでございます。

第5条は、利子等補給及び期間について定めるもので、補給期間は設備資金にあつては10年以内、運転資金にあつては5年以内としております。

第6条及び次のページにあります第7条につきましては、申し込み手続について定めるものでございます。

第8条は、委任規定でございます。

附則として、本条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。

議案資料に本条例の施行規則がございます。議案資料1ページをごらんください。施行規則につきましては、本条例に基づく利子等の補給手続に係る様式等を定めるものでございます。また、第4条におきまして利子補給金の額は貸付利率に係る利息のうち年0.9%を超え、年1.5%に相当する額を限度と定めるほか、保証料の補給につきましては借り入れ者が当該年度内において実際に支払った額と定めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 多少確認だけさせていただきたいと思います。

本条例に関する金利及び利子補給の関係の部分について今ご説明いただきました。別紙で利子補給については0.9%を超え、1.5%に相当する額を限度とするということで、借り入れの関係の資金借り入れのところは本条の第3条に示しているように株式会社日本政策金融公庫であり、中小企業総合振興資金という形でございますけれども、これについて多少確認だけさせていただきたいのですけれども、実質的に0.9%を超え、1.5%に相当する額という形の中で本来的にこの利子補給について全額補填できるものなのかどうか、その点の金利の上限というか、差はある思うのですけれども、その点どのような捉え方をしているのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 対応利率の関係かと思いますが、現在日本政策金融公庫のほうの一般融資、いろいろな融資枠ございますけれども、現在の金利水準につきましては1.16%前後かなというふうになってございます。本条例につきましては、0.9%につきましては自己負担ということで、それを超える分ということでございますので、現在の金利で申しますと差額の0.26%相当分が補給金の対象になるという設定でございます。なお、1.5%という上限につきましては、総額金利が2.4%の資金まで対象とするというような読みをしていただければよろしいかなというふうに設定しているというところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 何度も申しわけございません。

今の利子補給の関係はわかったのですが、補給金の関係で多少確認させていただきたいと思います。基本的には借入金額に対して、私の浅い知識で申しわけございませんけれども、この保証金といいますか、それについては借入金に対して多少保証金額というか、保証パーセントが違うと思うのですが、その点今詳細についてはここには出ていない部分があるのですが、そのような中の説明としてちょっと加えていただきたいと思うのですが、保証金の関係どんな形で捉えているのか、また1,500万、それぞれの該当がありますので、最高1,500万、あるいは設備資金は700万ということでございますけれども、700万借りた場合、1,500万満度に借りた場合って多分保証金多少違うのかなというふうな判断しているのですが、その点の説明加えていただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 保証料の件でございますけれども、保証料につきましては、ご質問にありますとおり融資金額に応じてそれぞれ保証協会のほうの設定等で金額は変わってくるところでございます。現在は、保証につきましては規定につきましては当該年度分にお支払いした保証料につきましては全額を補給するというような考えでございまして、金額につきましては一律幾らというような設定ではなく、その融資の形態、そういったものに応じた金額を当該年度お支払い、あくまでお支払いいただいたものについて補給をするという考えでございます。

○議 長 5 番、上田さん。

○5 番上田議員 ちょっと確認したいのですが、この条例というのはたしか復活ということで、以前あったやにちょっと記憶しているのですが、そのときなくした一つの背景、なぜその条例がなくなって、そして今また復活してくる。利率が変わって中小企業の人方が大変だからということなのか、それともそれは当然支給すべきだというふうに考えているのか、その辺についてちょっと伺いたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご質問にありますとおり、本条例で行います事業資金の利子補給事業につき

ましては以前にも制度があったところでございます。そちらの制度は、平成17年度の貸し付けに対する補給をもって終了するという規定でございまして、既に利子補給期間の一番長い10年を経過し、現在は失効してございます。廃止に至った経緯でございますが、当時平成17年度の状況かなというふうに思いますが、そのときにも近代化資金における利子補給は行っておりまして、当該近代化資金一本の対応で当時の商工業者に対する支援が賄えるものという判断をしたものというふうに解釈をしております。それからもう十数年経過をし、近年商工会からも事業資金の利子補給の復活要望をいただいているところでございます。今般先ほど提案させていただきました振興条例を制定するという村の基本理念を定めていくという方針に基づきまして、事業資金についても、近代化資金につきましては村が預託している取り扱い金融機関1社の融資しか受けられない制度でございまして、より活発な事業点を支援するためにはそれ以外の資金の貸付先に対する融資も必要かなという考えで、今回復活といいますか、条例失効してございますので、新たな制定という形でご提案をさせていただいております。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件は、産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 更別村中小企業者事業資金利子等補給に関する条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定をしました。

◎日程第12 議案第7号

○議 長 日程第12、議案第7号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第7号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村課設置条例（平成15年更別村条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育てに関する窓口の一元化を目的とし、幼稚園の運営に関する事務を子育て応援課で所管するため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、子育て応援課の分掌事務に就学前教育・保育に関するものを加えるものであります。

次のページをお開きください。課設置条例の一部を改正する条例であります。そこに現行と改正後の対照表があります。

3 ページにまいりまして、子育て応援課のところで現行、(3)、母子保健に関するところの下に(4)、就学前教育・保育に関するところを追加、文章を加筆するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2 番、太田さん。

○2 番太田議員 この条例の改正は教育委員会から子育て応援課に移行するということなのですけれども、子育て応援課を1年間、大体1年間たちますよね。その1年間の中でのような課題があつて、この要旨に当たる幼稚園の子どもを子育て応援課に持つてくるに至ったのか。あと、それに対するメリット、子育て応援課に移行することのメリットというものもあわせて教えていただけますか。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 子育て応援課、昨年できまして約1年たつのですけれども、平成27年から子ども・子育て支援法というようなことで就学前教育、保育に関して一体的に進めるというような形になっておりますので、どうしても縦割りでいきますと更別の現状でいけば幼稚園と保育所、文科省と厚労省でしょうか、縦割りにはなっているのですけれども、実際こういう更別のような小さな地域であれば、そういうことなしに就学前の子どもというのは一体的なものであるというような中で進めていきたいということでした。昨年の課の設置に当たってはまだそこまでの調整がつかかねていましたので、今回このような形で上げております。あわせて、新年度の29年度の入学の説明会だとかも一体的に行うというようなことで既にもう取り進めておりますし、長い先々を見たときに子どもの数が減ってきた中で2カ所で分かれていろんな担当部署がそれぞれあつてというよりは一体的なほうがいいということで考えています。実際の運営面は子育て応援課へということなのですけれども、幼稚園ということでもどうしても中身のカリキュラムについては教育委員会というようなことになりますので、実際の教育、カリキュラムに関してはやはり教育委員会とのかかわりは当然出てはくるのですけれども、一体的な運営をしたいというようなことで今回やっております。幼稚園教育ということですので、これは教育委員会の業務ですから、教育委員会のほうから事務委任というような事務的な手続になるのですけれども、事務委任というようなことで、総合教育会議の中でも教育委員会とも協議しながらこちらでやるというようなことです。いずれにしても、こちらにきたからといって教育とは関係ないとはなりませんので、これは引き続き連携をとりながら子どもの保育、教育について進めていきたいなということで考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 大きくは、縦割りの解消によってもっと円滑に業務が進んでいくのではないのかなとも思うところでもあります。村長も前回の定例会か何かのときに、保育園の後々の一元化についても進めていくという話もありました。そういった面でもこういうところは機能してくるのかなとも考えられるわけなのですが、今保育園の現場の声とか幼稚園の現場の声というのが保育園と幼稚園の会話がなかなかいかない。それがどっちから持ちかけても押し寄せているように感じたりするところもあるという声もちょっと僕のほうに聞こえてくるところがあるので、この機会に子育て応援課が中心となって保育園や幼稚園のつながりというものを間を取り持ったり、一緒になっていいものを、一元化に向けていくなればそのためにいいものをつくっていけるように参画していければいいなと、ぜひそのように進めていただければと思います。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 まさしくそのことが今回新たにこういう形で進めていく理由になりますし、そもそもあのエリアは幼保一元化というようなことで建て、間に廊下があるのですけれども、実際は担当部署が分かれていたということで、はた目からもそのようなイメージを持たれているのであれば、今回一つになったことによってやっていきたいなと思っています。将来的には一元化というのですけれども、当面は連携というようなことで、距離感は徐々に理解を深めながらと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 関連になりますけれども、今説明いただきましたけれども、確かに幼稚園と保育園の関係の方針について先般太田議員からもあったように、村長の方針の中で将来的に一元化を図るというご回答をいただいたのです、当面できないという課長の説明もありましたけれども、行く行くの形をそういう形にしたいという提案の中の一貫としてこの条例を制定したいという提案だと思うのですけれども、その部分の今のこれからの取り組みについて幼稚園サイド並びに保育所サイドとの連携という中で、あくまでも課だとか教育委員会だとかという、その縦割りの中ではなくて、保護者も含めてどういう経過措置の中で協議をし、この条例を変えてその方向に向かおうとしているのか、その部分の内容が読めないで、正直言ひましてこれからのことであってなかなか言いづらい部分もあるかもしれないけれども、やっぱり基本的スタンスをここで示していただいて条例を制定するという形が僕は筋ではないかなと思ひているので、その点の考え方ちょっと示していただきたいと思ひます。

○議 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 将来的な一元化というようなことなのではすけれども、うまく説明できるかあれなのではすけれども、あくまでも就学前、義務教育入る前の子どもについては、たまたま親の就労状況だとか家庭環境によって幼稚園だったり保育所だったりと分かれてい

るということなしに、子どもという観点で一つのものとして運営したいというようなことが趣旨でありますので、一つありきで今すぐいつまでどうこうとかということで進めるというよりは、そういう土台だとかきちったものをつくっていく中で進めていきたいなという考えがあります。十勝管内も公立幼稚園が何町村かあるのですけれども、既に3つか4つほどは10年以上も前から町長部局で行っている町村もあります。まだ幼稚園教育が教育委員会部局に残っている町村も実際はあります。それはそのまちそれぞれが就学前の子どもをどのように扱うかということなのでしょうけれども、更別の規模であれば、子どもの数もどんどん少なくなっていく中であってはやはり一体的に進めるというようなことになります。

あと、保護者に対してどの程度というようなことなのでしょうけれども、この件に関してはどちらかというと直接今4月から幼稚園の教育の中身が変わるだとか、そういうような想定はしていませんので、直接保護者の理解を得たからというよりは、所管する教育委員会のほうからの事務委任というような形で取り進めておりますので、今後は目に見えるものか、見えないものはさておいて、連携をどんどん深めていきたいというような、そのことに尽きるのかなと思っております。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今新関課長のほうからご説明申し上げましたけれども、今そういう形で委任をとるか、村長部局ということですが、当面1つは上更別の認定こども園にかかわって、その運営の方法、あるいは細かいことでいいますと保育料の設定とかいろんな部分が生じてきます。その部分をやっぱり一元化して検討していくことが必要であるという部分から、これは必要に迫られて事務をその部分でやっていく必要があるということです。30年度の開始に向けて、あそこではゼロ、1、2、そして3、4、5という部分で全て網羅していきますので、1つはその部分の準備を怠りなくやっていくということでもあります。2つ目は、この間も答弁申し上げましたように、幼保一元化ということで、これについては私の方針といいますか、そういうことであります。その点に関しては、今この事務委任に関しましても総合教育会議で検討していただきましたし、今子育て委員会のほうでもこういう形で進めたいのだということをお話をしております。そういう中でご説明申し上げていきますけれども、ただ、今太田議員さん、それと安村議員さんからもお話ありましたけれども、保護者に対するそういうような説明責任とか、いろんな部分でちょっときめ細かさに欠く部分があったということで、その部分しっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、その部分の検討も含めまして、一元化をどのように進めていくのか、体制はそうありますけれども、その部分を子育て応援課に移管することで検討を順次していきたいと、そして関係機関と連携、あるいは具体的に本当にどのように進めていくのかということも含めまして、その部分で漸次進めていきたいと。

執行方針でも述べましたけれども、新しく更別版の子育て支援包括センターを設置する

方向でことし準備を始めます。これは、ネウボラということでは呼ばれていまして、ほかの町村でも行われていますけれども、どういうことかと申しますと、妊娠をする前から一貫して就学前まで、そのこのスパンで子育て支援をしていきたいと思いますということで、その部分で例えば助産師さんを配置するとか、保健師さん、それといろんな部分の専門家、その部分を集結して、地域包括ケアと同じような形で子どもの部分での包括システムを構築するということで、実際にそれを構築したいというふうに考えておりますので、その部分も子育て応援課の中でしっかりとしていきたいと思っていますので、その部分でいいですと、今新関課長がお話をさせていただきましたように、いわゆる就学前までを一体のものとして考えて、親御さんの働く状況とかいろいろ別でございましてけれども、その部分含めまして、その部分で就学前の子育て、教育、保育に対して責任を持った村政を進めていくという観点でこのような形で運営の部分について事務を委任していきたいということであります。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 何度も済みません。

私が今心配して質問していることは、本条例によってこれから先の部分の取り進めについてこの条例を担保にされたら困るということです。そこは強く言っておきたいと思います。あくまでも村長の執行方針も含めて進めるという中では、保護者なり幼稚園教育と保育という二重の構造で今更別は進んでいるという中です。新たに上更別が認定こども園、仮称でしょうけれども、認定こども園、幼保一貫の中でいくという、更別村で3つの形態ができてしまっている。その中でこの条例が先行して制定されることによって、担保としてどちらかのほうに引っ張られるという、そういう危惧があるわけです。その点は十分配慮しながら進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 ご指摘のとおり、その辺の部分についてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 更別村課設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第13 議案第8号

○議長 長 日程第13、議案第8号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第8号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村情報公開条例（平成13年更別村条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村個人情報保護条例（平成13年更別村条例第21号）に規定する個人情報の定義の明確化に係る改正を行うにあわせて個人に関する情報に係る部分について改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、個人に関する情報の定義を明確化した条文に改めるものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明させていただきます。

1ページをお開きください。現行と改正後の対照表でございます。第6条の改正につきましては、文言修正でございます。

第7条におきましては、アンダーラインの部分でございますけれども、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等、括弧書き飛ばしまして、4行下になりますけれども、により特定の個人を識別することができるものというふうに改めるものでございます。行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号の規定に倣った条文としていところでございます。

2ページをお開きください。第18条につきましては、文言修正でございます。

附則として、この条例は、平成29年5月30日から施行するというものでございますけれども、次の条例とも関連しますけれども、法律の施行日としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 更別村情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第14 議案第9号

○議 長 次に、日程第14、議案第9号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村個人情報保護条例（平成13年更別村条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部改正に伴い、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、個人情報の定義を明確化した条文に改めるものであります。（2）といたしまして、要配慮個人情報の定義及び取り扱いについての条文を加えるものであります。（3）、個人情報の不開示情報を明確化した条文を加えるものであります。

（4）、情報提供等記録の共有に関する条文を加えるものであります。（5）、条文の一部改正に伴い、関連条文及び文言等を改めるものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明させていただきます。

1ページをお開きください。現行と改正後の対照表でございます。目次におきましては、この条例は章立てとなっておりますため、目次を付すことが一般的なため、追加するものでございます。

第1条の目的でございますけれども、文言修正でございます。

それから、第2条の改正でございますけれども、要旨（1）になります。個人情報につきまして、次のページにまたがりまして、2ページになりますけれども、アとイに分けております。改正個人情報保護法の条文に倣い、個人情報の定義を個人識別符号を除いたものと個人識別符号が含まれているものとに区分したものでございます。イの個人識別符号が含まれるもの、この符号につきましては特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号というふうになってございます。

（2）の第2号でございますけれども、要旨（2）に該当いたします。要配慮個人情報の定義を追加したものでございます。

それから、第3号につきましては、号番号の繰り下げでございます。

第4号につきましては、括弧書きを加えてございます。特定個人情報の提供の制限を入れたものでございます。なお、第27条の2において同じとなつてございますけれども、後ほど出てきますけれども、第27条の2を追加してございます。

第5号から第8号につきましては、号番号の繰り下げでございます。

第7条第4項につきましては、要配慮個人情報を前条の定義のところで追加しましたので、文言整理でございます。

3ページをお開きください。第2節の改正部分でございますけれども、利用停止を削除してございます。第3節に利用停止があるため、重複していることによる削除でございます。

第18条の個人情報の開示義務でございますけれども、要旨（3）に該当いたします。開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報については、開示することによる個人の権利、利益を害するおそれの有無にかかわらず、不開示情報となる旨を定めたものでございます。なお、ア、イ、ウにつきましては開示しなければならない情報となっております。

4ページをお開きください。第27条の2は追加でございます。要旨（4）になります。個人番号が含まれた特定個人情報について情報提供等記録を訂正した場合は、情報照会者、情報提供者等に対し訂正した情報を書面で通知する規定を加えるものでございます。

第28条の改正でございます。2行目は括弧書きを追加してございます。情報提供等記録につきましては特定個人情報を含んでおりますけれども、これを除く必要があるため、改正するものでございます。

第1号改正につきましては、番号法の規定を盛り込む必要があるための改正でございます。

5ページをお開きください。第33条1項、第33条の4、第33条の5、同じ部分でございますけれども、アンダーラインのところでは括弧書きで平成26年法律第68号と記載されておりますけれども、第33条第1項の中にこの括弧書きの平成26年法律第68号の条文が入っております。2つ目以降に表示する場合はこの括弧書きを付さないというルールがございま

すために削除するものでございます。

附則として、この条例は、平成29年5月30日から施行するものでございます。法律の施行日に合わせております。

なお、資料といたしましてこの条例の施行規則に要配慮個人情報を追加した資料をつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 更別村個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第15 議案第10号

○議 長 日程第15、議案第10号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第10号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年更別村条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に準じて、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての規定及び介護休暇の規定を改正するとともに介護についての規定を新たに設けるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、育児または介護のための深夜勤務及び超過勤務の制限に係る「子」の範囲に以下の者を含むものとする。アといたしまして、特別養子縁組監護期間中の者、イ、養子縁組里親に委託されている者、ウ、養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者でございます。(2)といたしまして、介護休暇は通算して6カ月を超えない範囲内で3回まで指定することを可能とするものであります。(3)、要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の休暇として介護時間を新設するものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明させていただきます。

条文改正の説明の前に、要旨(1)のア、イ、ウについて少し説明させていただきます。アの特別養子縁組制度でございます。この特別養子縁組制度とは、原則として6歳未満の子どもの福祉のため、特に必要があるときは子どもとその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準ずる安定した養子縁組関係を家庭裁判所が成立させる制度となっております。6歳未満から事実上養育していたと認められた場合は、8歳未満までは可能となっております。監護期間中の者ということでございますけれども、家庭裁判所の承認の審判が下り、縁組が確定するまで、その子どもを6カ月以上監護する必要がございます。法律の改正により、縁組確定までの監護期間も育児休業等の対象となるよう、子の範囲が拡大されたものでございます。これは、昭和63年から特別養子縁組制度がスタートしております。

次に、イの養子縁組里親制度でございます。保護者のない児童や保護者に監護させることが不適當であると認められる児童について、都道府県知事が児童を適切に養育することができると認められる者にその養育を委託し、将来的には養子縁組を行う制度となっております。この養子縁組里親に委託されている者でございますけれども、里親と里子の信頼関係を築くには一定の期間が必要なため、この信頼関係を築くまでの養育期間について育児休業等の対象となるよう、子の範囲が拡大されたものでございます。

次に、養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者でございますけれども、養子縁組里親として委託すべきである要保護児童として手続を進めていたが、実親等の親権者等が反対したため、養子縁組里親として委託することができなくなり、養育里親として委託された者も育児休業等の対象となるよう、子の範囲が拡大されました。養育里親には認定の要件として研修を受けることが義務づけられておりまして、一般生活費のほか、里親手当が支給されることになってございます。

1ページをお開きください。第8条の2でございます。要旨(1)に該当いたします。

養親と養子の親子関係を重視するため、戸籍上養親の子となり、実親との親子関係がなくなるというものでございます。この条文につきましては、その旨を追加しているものでございます。

続きまして、第4項でございます。これにつきましては、要旨（1）と同じでございますけれども、特別養子縁組の成立という条文を加えてございます。

2 ページをお開きください。第15条の休暇の種類でございます。介護時間を加えるものでございます。

第19条につきましては、要旨（2）に該当いたします。要介護者を加えてございます。

3 ページをお開きください。これにつきましては、指定期間というものを追加してございまして、第1項で指定期間を追加したために条文の改正でございます。

第19条の2の介護時間でございます。これは、条文の追加でございます。要旨（3）に該当いたします。

第21条につきましては、見出しとして介護時間を加えたものでございます。条文の中にも介護時間を加えております。

4 ページになります。附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

この際、午後2時30分まで休憩といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第11号

○議長 日程第16、議案第11号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第11号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村職員の育児休業等に関する条例（平成4年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

1の理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）の改正に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、法において拡大された育児休業等の対象となる「子」の範囲のほか、条例で定めるとされている者について以下の者を規定するものであります。ア、養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者。（2）、「子」の範囲の拡大に伴う再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年を経過せずに育児短時間勤務ができる特別の事情を追加するものであります。（3）、育児時間と介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を2時間までとするように調整するものであります。

なお、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 吉本総務課長。

○総務課長 補足説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。この条例では育児休業と育児短時間勤務等について規定してございます。育児休業は、子どもが最大満3歳に達する日、誕生日の前日まで取得することができます。育児短時間勤務につきましては、小学校就学の始期に達するまでの期間取得可能となっております。

第2条の2の追加でございます。要旨（1）に該当いたします。養育里親を追加するものでございます。

第2条の3でございます。要旨（2）に該当いたします。再度の育児休業の承認に係る特別の事情となっております。

第1号につきましては、アンダーラインの部分でございますけれども、イとロ、死亡した場合、ロは養子縁組等により職員と別居することとなった場合というふうに条文を改正

してございます。

第2号につきましては、育児休業をしている職員ということで、次のページになりますけれども、2ページ、イとロに子の範囲の拡大を追加したものでございます。

第3号から第6号につきましては、間に1号追加したために号番号の繰り下げでございます。

第10条につきましては、要旨(2)に当たります。育児休業法第10条第1項につきましては、育児短時間勤務の規定でございます。これにつきましても条文の整理でございますけれども、第1号につきまして記載のと通りの改正でございますけれども、第2号と分けた改正となっております。

それから、第3号、4号以降第7号までは、第2号を追加したことによる号番号の繰り下げとなっております。

それから、第18条の改正でございます。要旨(3)に該当いたします。育児時間と介護時間を同日に取得する場合は、2時間とするよう調整する条文となっております。

附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第17 議案第12号

○議 長 日程第17、議案第12号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第12号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村税条例（昭和50年更別村条例第3号）及び更別村税条例等の一部を改正する条例（平成28年更別村条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）並びに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が施行されたことに伴い関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、寄附金が村民税の控除対象となる特定非営利活動法人のうち、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に改める。（2）、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用居住期間を2年半延長して平成33年12月31日とし、平成43年度まで控除を適用する。（3）、法人住民税法人割の税率引き下げ時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に改める。（4）、軽自動車税環境性能割、所得割の導入時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に改める。（5）、その他、法令との整合を図るための字句を改めるものであります。

なお、宮永住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

お手元の議案資料に基づきまして説明をさせていただきたいというふうに思います。まず、1ページをごらんいただきたいと思います。今回の税条例改正は、2本立てということになっております。まず、1、更別村税条例の一部改正関係といたしまして第1条改正についてでございますが、改正点が大きく3つに分かれてございます。（1）の村民税の寄附金控除の対象となるNPO法人の名称の変更についてでございますが、これは条例第36条の2の規定でございますが、村民税の寄附金控除の対象となるNPO法人に関する条文内容でございます。設立初期で財政基盤が弱いながらも公益の増進に資すると特に見込まれるNPO法人の活動を支援するために、寄附金控除を認めることで寄附金が集まりやすくするという仕組みを税制に組み込まれたものでございます。従来その対象となるNPO法人を今まで仮認定特定非営利活動法人と呼んでおりました。これが平成29年4月1日施行の特定非営利活動促進法の改正によりまして、呼び名が特例認定特定非営利活動法人に改められたということによる条文の改正でございます。

（2）の個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期間の延長についてでございますが、附則第7条の3の2につきましては住宅ローンを利用して住宅を購入または新築、

増改築工事をした場合に受けられる所得税の住宅借入金等特別控除につきまして、所得税で控除し切れなかった金額がある場合、翌年度の個人の住民税で控除できる規定が消費税率の引き上げの時期の先延ばしに伴いまして居住要件の適用期限を現行の平成31年6月30日から33年の12月31日までの2年半延長ということになり、平成43年度までの個人村民税の控除ができるよう改正されるものでございます。

(3)の別表2の改正でございますが、これはNPO法人への寄附金控除に関連いたしまして、先ほど説明しました関連でございますが、村にあります条例の定める中にNPO法人について、どんぐり村サラリより、主たる事務所の場所が条例でうたっておるわけでございますが、街なか交流館に移転したということの届け出が今回ありました。そのことをもって別表中の記載を改めるという内容でございます。

次に、2の更別村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございますが、第2条改正につきまして、昨年9月改正の平成28年第3回定例会におきましてご審議いただいた更別村税条例等の一部を改正する条例の未執行部分につきまして一部を改正するものでございます。平成28年度の税制改正による条例の改正について、消費税率の引き上げに伴って平成29年4月1日から施行としていた部分につきまして、消費税率引き上げそのものが平成31年10月1日に見直しされたことに伴いまして国の法令との整合性を図るための条文改正となっております。

次、第2条の改正のうち、第1条において平成29年4月1日施行を取りやめる改正を行い、第1条の2において平成31年10月施行とする改正を行うとしております。改正点の大きなものにつきましては2点ありまして、(1)といたしまして法人住民税の税率引き下げ時期の延期、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために平成29年4月1日より法人村民税法人税割の税率9.7%を6%にすることとした改正の施行日のみを見直し、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用しようとする改正でございます。

(4)、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期の内容でございますが、これは消費税率引き上げに伴い、平成29年4月1日より軽自動車税を廃止し、環境性能割と種別割を設けるとしていたものを平成31年10月1日の施行に改めるという改正でございます。また、次に、環境性能割の燃費基準達成度等に応じて決定する税率区分につきましてですが、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえまして、今後の税制改正による見直しをするということとされております。

附則第16条の規定において読みかえ表を定めておりますが、今回の改正ではほかの改正箇所とは異なりまして、平成31年度においては附則第16条2項から4項を規定しない形になっております。

議案資料の2ページ以降につきましては、昨年9月に改正した条文箇所が平成29年4月1日及び31年10月1日でどのように変わるのかを3段階であらわした表を整理しております。詳しい内容につきましては割愛させていただきます。

資料10ページ下段及び11ページにあります附則第16条第2項から第4項につきましては、先ほど説明したとおり今後の改正で基準が示される予定のため、規定のない状態となっております。なお、この改正条例は、第1条改正中、36条の2のNPO法人の名称の変更に關する規定の部分についてのみ平成29年4月1日施行とするほかは、公布の日から施行するという事としております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、上田さん。

○5番上田議員 これはちょっと確認やら質問させていただきたいのですけれども、まず税の改正の資料、この部分の見方として、第1条の改正、それから第2条の改正ということで説明されているわけなのですけれども、多分ですけれども、第1条の2は今現在施行されているものが31年という、そこに延期されたというふうに理解してよろしいのか。それから、第1条の1については29年4月1日ですから、来年度ですね。そういったことを順次説明されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 大変申しわけありませんでした。

今議員のおっしゃったとおりでございます。

○議長 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 これは法律ですから、更別独自で決めることはできないと思うのですけれども、消費税が上がらなかっただとかいろいろなことありまして、大変事務サイドでは苦労していると思うのですけれども、これをぱっと見てみますと非常に村民の方はわかりにくいのです。なぜにそうになっていったのかなという部分で、私も今聞きましたので、ある程度わかるのですけれども、これが可決されましたと、そしてまた29年4月1日からと31年10月1日から、それから2条改正についてはまだ未執行なのです。その辺何とか方法がないかというのはちょっと質問にならぬかもしれませんが、そういったこと何か考え方がありましたら、ちょっと説明願いたいと思います。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今議員のおっしゃったとおり、確かに条例改正が常に国のほうからされてくるわけですが、今おっしゃったとおり、今回も去年改正をしまして、条例改正を行って執行される前にまた改正が起きてしまっていると、いろんな複雑な流れできておりますので、今おっしゃったように住民の皆さんについてはよりわかりづらいかと思います。これにつきましては、私たちとしまして当然住民の皆様にはお知らせしていけないといけないものでございますので、いろいろな媒体通じまして、内容につきましてはわかりやすく努めてお知らせをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長 長 ほか質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第18 議案第13号

○議 長 日程第18、議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

更別村立幼稚園保育料等徴収条例（昭和49年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、就学前教育、保育施設の利用者負担に関する事項を別に定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、保育料の軽減及び減免について必要な事項を別に定めるものであります。

なお、川上教育次長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 それでは、補足説明させていただきます。

現在村立幼稚園の保育料につきましては、更別村立幼稚園保育料等徴収条例により規定しておりますが、子ども・子育て支援法によるいわゆる保育認定を受けた子どもに係る保育料につきましては、更別村保育料の徴収に関する規則により規定しているところでございます。近年国において幼稚園、保育園における幼児教育の段階的無償化についての制度改正が毎年のように行われておりまして、村立幼稚園の保育料に係る改正につきましては昨年も条例改正を行ったところでございますが、制度改正の具体的な通知が年度末間際と

なることが多いため、それから村議会にてご審議をいただいた後の改正となりますと新年度4月からの保育料への反映が間に合わないため、年度途中で調整することとなっております。公立施設の利用者負担額につきましては公の施設の使用料に該当するため、条例で定める必要がありますが、先ほどのような制度改正の際には条例改正によらずに制度改正に対応できるように、基本的な保育料の金額は条例によって規定しまして、保育料の軽減などの取り扱いにつきましては別途新たに定める施行規則により規定することによりまして、今後は制度改正の際に円滑に事務を進められるようにしたいと考えております。

改正案の1ページをごらんいただきたいと思います。改正後の欄の第4の部分でございますが、保育料の徴収日につきましてですが、先ほどご審議いただきました子育て応援課において幼稚園の運営に関する事務を所管するに当たり、保育園保育料の事務と一体的に取り扱うため、末日とするものでございます。

第5条第2項の部分でございますが、減免につきまして子ども・子育て支援法施行規則の中で、災害その他の特別な事由が規定されておりますので、その部分を引用するものでございます。

第8条の部分ですが、今回新たに制定する本条例の施行規則につきましては4月1日からの施行としており、子育て応援課において運用されるものであり、教育委員会規則から村規則とするものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。表の第2欄の改正については、文言整理となっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、別表第1の備考5から7の部分でございます。こちらの部分でございますが、今回条例から除き、別途定める規則において制定するとする部分でございます。5については、いわゆるひとり親世帯の負担軽減、6については年収約360万円未満相当の多子世帯の年齢制限撤廃について、7につきましては8の世帯の上乗せ特例についての規定を定めているものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。こちらについては、先ほどの5から7が除かれるために8が5に繰り上がるものでございます。

附則としまして、本年4月1日から施行することとしております。

なお、議案資料に更別村立幼稚園保育料等徴収条例施行規則をお配りしております。こちらにつきましては、先ほどの条例から分かれた軽減の部分と現在の保育料減免規則を一本化し、軽減及び減免について規定する規則としておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 更別村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第19 議案第14号

○議 長 日程第19、議案第14号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第14号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約を別紙のとおり変更するものでございます。

1の理由といたしまして、平成29年度から指導主事の執務場所が中札内村から更別村へと変更となることから、中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の13の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2の要旨といたしまして、指導主事の執務場所の変更に伴い、関連する条文を変更するものであります。

次のページ、1ページをごらんください。中札内村及び更別村指導主事共同設置規約でございます。新旧対照表でございますけれども、上のほうからご説明申し上げます。

第1条、現行、中ほどにあります「第19条の規定による」という部分を左側下線部、「第18条の規定による」ということに変更させていただきます。

第3条、指導主事の執務場所でございますけれども、北海道河西郡更別村字更別南2線96番地の11、更別村教育委員会事務局内とし、その下、庶務は更別村教育委員会が処理をするということに変更させていただきます。

第4条におきましては、「中札内村教育委員会」の部分を「更別村教育委員会」が選任するものとする。

2号、「中札内村教育委員会」、下線の部分を「更別村教育委員会」、その下でございます

けれども、「更別村教育委員会」、同じくこれを「中札内村教育委員会」に通知するとともにというふうに変更させていただきます。

下に参りまして、第5条、指導主事に要する経費の部分で、二村の長が協議して決定し、「中札内村の予算に計上しなければならない」部分を「更別村の予算に計上しなければならない」に変更いたします。

3の「更別村は」と現行ありますけれども、「中札内村は」というふうに変えさせていただきます。同じく、右側にあります「中札内村」に納付というところの部分についても「更別村」に変更させていただきます。

2ページをごらんください。引き続きまして、第7条、この部分も「中札内村長は」を「更別村長は」、そして「中札内村議会」、これは「更別村議会」の認定、「時は」を漢字から平仮名に変えさせていただきます。速やかに当該決算を「更別村長に報告」を「中札内村長に報告」とするというふうに変更させていただきます。

第8条でございますけれども、同じく「中札内村職員」を「更別村職員」、「予め更別村」と書いてあります「予め」を平仮名に。

2の「中札内村」はを「更別村」に、その旨を「更別村長に通知」を「中札内村長に通知」。

第9条にまいりまして、「中札内村職員の給与に関する条例」の部分で「更別村職員の給与に関する条例（昭和37年条例第12号）」、旅費に関しても更別村職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第35号）ということで変更、加筆をさせていただきます。

その下に参りまして、「予め更別村」と書いてありますところを「予め」を平仮名に直し、「あらかじめ中札内村」と協議しなければならないに変更させていただきます。

その下に行きまして、「中札内村は」関係規程をという部分を「更別村は」に変更させていただきます。その旨を「更別村長に通知しなければならない」を「中札内村長に通知しなければならない」に変更させていただきます。

なお、変更部分は、今申し上げました下線の部分であります。

なお、附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第14号 中札内村及び更別村指導主事共同設置規約の変更の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第20 発議第1号

○議 長 日程第20、発議第1号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、太田さん。

○2番太田議員 発議第1号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件の提案理由を申し上げます。

更別村議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

理由といたしまして、各常任委員会の所管事項に関する調査及び議案、請願等の審査をより専門的、技術的に行うため、各常任委員会の委員の定数を改めるものです。

要旨といたしまして、各常任委員会の委員の定数を6人から5人に改めるものです。

次のページ、条例本文をごらんください。第2条は、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を規定しておりますが、第1号で総務厚生常任委員会6人と総務厚生常任委員会の委員定数を規定しております。この6人を5人に改めるものです。同様に、第2号で規定する産業文教常任委員会の委員定数を6人から5人に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成29年5月8日から施行すると規定するものです。

以上、高木議員の賛成を得て提出するものです。よろしく願い申し上げまして提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ごさいませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから発議第1号 更別村議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決をい

たします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

(午後 3時08分散会)